

「北海道産業振興条例」（通称）の点検について

本道経済活性化に向けた取組のあり方検討部会の役割

北海道産業振興条例の点検にあたって、本道の経済政策のあり方についてご意見を頂く。

1 概要

平成19年12月に制定(H20.4施行)した「北海道産業振興条例（通称）」の実効性を確保するため、同条例附則第5に基づき、「社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とする。

2 検討の視点

条例の施行状況等を勘案の上、条例の適時性が確保されるよう、次の視点を基本として、点検・見直しを行う。

1 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・経済社会状況の変化等により、条例の趣旨や条例に規定する基本的施策などを見直す必要が生じていないか。 ・関係法令の改正等によって、新たに盛り込むべき事項や不要となった規定はないか
2 効果	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点においても、条例の規定が効率的に機能し、条例の目的を達成するために十分な効果を挙げているか

3 検討を踏まえた対応

点検・見直し結果を踏まえ、条例・規則の改正が必要な場合には、平成23年度中に、改正等に係る議案の提案を行う。

4 検討スケジュール

H23.5月 6～9月	地域意見交換会 商工業振興審議会に専門部会を設置し、検証を行う （3回程度開催予定）
（条例改正が必要な場合）	
～9月 9月 9～10月 9月 12月	改正案の検討 意見照会（関係団体、支援機関、市町村等） パブリック・コメント実施 商工業振興審議会において改正案に対する意見聴取 道議会第4回定例会へ改正案提案
（規則改正が必要な場合）	
2～3月	パブリック・コメント実施
H24.4月	改正条例・規則施行